



平成 20 年 3 月 12 日

各 位

会 社 名 ピジョン株 式 会 社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長  
大 越 昭 夫  
(コード番号:7956 東証第1部)  
問合せ先 執行役員経営企画本部長  
高 坂 功  
03-3661-4188(直通)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、「定款一部変更の件」を平成 20 年 4 月 28 日開催予定の第 51 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条の事業目的を追加するものです。
- (2) 株式に関する取扱いのほか、株主権の行使手続について株式取扱規則で定められるよう現行定款第 13 条を変更するものです。
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、現行定款第 23 条について所要の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

添付資料のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 20 年 4 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 20 年 4 月 28 日

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(20) (条文省略) (新 設) (21) . (条文省略)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 13 条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 23 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>が招集し議長となる。</p> <p>2. <u>社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第2条(目的) (現行どおり) (現行どおり) <u>(21)広告業、広告代理業</u> <u>(22)</u> (現行第21号どおり)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 13 条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱および手数料ならびに<u>株主提案権その他株主の権利の行使手続に関する事項</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 23 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長または社長</u>が招集し議長となる。</p> <p>2. <u>会長または社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>